千葉県知事 殿

水產庁長官

「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」の一部改正について

第 204 回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 44 号)による沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)の一部改正に伴い、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和 54 年政令第 124 号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和 54 年農林水産省令第 22 号)等について所要の改正が行われた。

今回の改正において、平成28年度の地方分権推進に係る都道府県からの提案を受け、現行の都道府県による貸付方式に加え、都道府県から資金貸付けを受けた融資機関が沿岸漁業従事者等に貸付けを行う転貸融資方式及び貸付けを受けようとする者が実施しようとする事業に関する計画を都道府県知事が認定する計画認定制度が導入されたことから、別添新旧対照表のとおり「沿岸漁業改善資金制度の運営について(16水進第1032号水産庁長官通知)」の一部が改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いする。

# 30 日付け 16 水進第 1032 号水産庁長官通知)」一部改正 新旧対照表 (案) 町 ○「沿岸漁業改善資金制度の運営について(平成17年

それぞれ同表の中欄に掲げる基

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、

操船作業省力化機器等設置資金

備粘

(下線部分は改正部分)	現 行		
		第1 (略)	第2 経営等改善資金
	改正後	第1 (略)	第2 経営等改善資金

操船作業省力化機器等設置資金

## (1) 対象となる機器等

型式 この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(3)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事 及び GPS 受信機については、資金の貸付けの決定に当たって、 が適当と認めるもの。<u>なお、自動航跡記録装置</u>、

#### (削る)

<u>準に適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。 (1) 対象となる機器等 ましいことに留意されたい。 認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望

#### 「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知につ 権だ等が機関室以外の場 「適合型式名の通知について」に基づく漁船用 GPS 受信機型式認定基準に (昭和25年法律第131号) 第4条による免許を受けたものであ 「適合型式名の通知について」という。)に基づく漁ろう情報プロッタ装置 いて」(昭和 58 年 11 月 21 日付け 58 水海第 3583 号水産庁長官通知) 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであるこ 電動装置又は油圧装置によって駆動するこ 制御装置は電動装置又は油圧装置によって駆動すること。 クラッチの嵌脱、 電動装置又は油圧装置によって駆動する **物標を3階間以上表示するものである**に 基準 (ただし低輝度表示方式のものを除く 所において行える装置であるこ 推進機関の回転速度の増減、 電子制御方式を備えること 型式基準に適合するこ 操だ装置は、 電波法 П $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ サイドスラスター 自動航跡記録装置 自動操だ装置 遠隔操縱装置 機器等 GPS 受信機 4 5 9 $^{\circ}$ က

# (2) 漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器については、次の取扱いによる

型式認定機器の型式名を、  $\overline{\phantom{a}}$  の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適 (2)(3) 漁船用 GPS 受信機型式認定基準適合機器の取扱いについては、

## (4) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額は、最高 500 万円とされているが(沿岸漁業改善資金助成法施行規則 (昭和 54 年農林水

体が漁ろう情報プロッタ装置合格証書の交付を行い、機器個々には、漁ろう情報プロッタ装置型式認定証を付け により型式認定事業実施団 (昭和59年5月14日付け という。) 型式認定機器には、「漁業新技術開発事業における型式認定事業の指導について」 ることになっているので、本認定証がついたものを貸付けの対象とすること 59 水海第 1056 号水産庁長官通知)(以下「型式認定事業の指導について」

「適合型式名の通知について」及び「型式認定事業の指導について」により型式認 資金の貸付けの決定に当たって参考とする **定事業実施団体が通知するから、** 

合機器の取扱いに準じて取り扱うこと

この資金の貸付限度額は、最高500万円とされているが(沿岸漁業改善資金助成法施行規則 (昭和54年農林水 産省令第22号)第1条の表の第1号)、この趣旨は、これらの機器等の各種類を複数又は重複して設置する場合の

(2) 貸付限度額等

(削る)

(削(名)

産省令第 22 号)第 1 条の表の第 1 号)、この趣旨は、これらの機器等の各種類を複数又は重複して設置する場合の

貸付限度額であり、個々の機器等ごとの貸付限度額は、<mark>第7の1の沿岸漁業改善資金</mark>貸付規程例によられたい。

例えば、自動操だ装置1台(当該装置の貸付限度額100万円)と自動航跡記録装置1台(当該機器の貸付限度額 自動操だ装置1台、遠隔操縦装置1台(当該機器の貸付限度額50 :度額 120 万円)と GPS 受信機 1 台(当該機器の貸付限度額 130 万 00 万円+50 万円+400 万円+180 万円+120 万円+130 万円=980 万円)、サイドスラスター1台(当該機器の貸付限度額400万円)、レーダー1台(当該機器の貸付限度額180万 を設置する場合の貸付限度額は、400万円(100 120万円) とレーダー1台(当該機器の貸付限度額180万円) 円)、自動航跡記録装置1台(当該機器の貸付限 円)を設置する場合の貸付限度額は500万円 (1 円+120万円+180万円=400万円)であるが、 万円→500 万円)となる。 等の設置に必要な資金であるので、機器等の購入費用のほか工事費 を受ける場合にあっては、当該検査手数料(当該機器等の設置に係る部分に限る。)を含む。以下同じ。)が含ま 8年法律第11号)第5条第1項第1号の定期検査、同項第2号の 中間検査、同項第3号の臨時検査又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6の準備検査 なお、この資金の貸付内容は、これらの機器 (当該機器等の設置について船舶安全法 (昭和 れるので留意されたい。

# 漁ろう作業省力化機器等設置資金

# (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(4)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事 ,のが望ましいことに留意されたい。 なお、漁獲物等処理装置には 及び海水殺菌装置以外については、資金の貸付けの決定に当たっ が適当と認めるもの。<u>なお、漁獲物等処理装置</u>. て、型式認定事業実施団体の型式認定を受けた 漁船及び車両は含まれないので留意されたい。

貸付限度額であり、個々の機器等ごとの貸付限度額は、<mark>施行通知の別紙1の</mark>貸付規程例によられたい。

例えば、自動操だ装置1台(当該装置の貸付限度額100万円)と自動航跡記録装置1台(当該機器の貸付限度額 円+120 万円+180 万円=400 万円)であるが、自動操だ装置1台、遠隔操縦装置1台(当該機器の貸付限度額 50 円)、自動航跡記録装置1台(当該機器の貸付限度額120万円)と GPS 受信機1台(当該機器の貸付限度額130万 円)を設置する場合の貸付限度額は500万円 (100万円+50万円+400万円+180万円+120万円+130万円=980 万円)、サイドスラスター1台(当該機器の貸付限度額400万円)、レーダー1台(当該機器の貸付限度額180万 を設置する場合の貸付限度額は、400万円 とレーダー1台(当該機器の貸付限度額180万円) 万円→500 万円)となる。 なお、この資金の貸付内容は、これらの機器等の設置に必要な資金であるので、機器等の購入費用のほか工事費 を受ける場合にあっては、当該検査手数料(当該機器等の設置に係る部分に限る。)を含む。以下同じ。)が含まれ 中間検査、同項第3号の臨時検査又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6の準備検査 同項第2号の (当該機器等の設置について船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条第1項第1号の定期検査、 るので留意されたい。

## 漁ろう作業省力化機器等設置資金 2

## (1) 対象となる機器等

それぞれ同表の右欄に掲げる基 この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、 <u> 準に適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

	機器等	基準
П	動力式つり機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。
2	ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・場縄装置型式認定基準に適合
		すること。
က	ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合するこ
		م کیا
4	巻取りウインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適
		合すること。
5	放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合するこ
		° کا
9	漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合する
		。 - ハ
7	漁獲物等処理装置	1 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の 一次処
		理のための機器等であること。
		2 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるも
		のであること。
$\infty$	海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合
		すること。
6	海水殺菌装置	1 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと
		2 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が 施され
		ているものであること。
10	漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合するこ
		-

#### (削多)

## (2) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、1の (2) に準じて行われたい。

なお、この資金の貸付内容には、機器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。

- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<mark>施行通知第4の1の(5)に掲げるもののほか、</mark>その他都道府県知事 が適当と認めるもの。

#### (削る)

## (2) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、1の (2) に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。

- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(6)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。<u>なお、漁船用環境高度対応機関(環境高度対応機関、ディーゼル船外機関及び環境保全型ガソリン船外機関)、定速装置(推進軸動力利用装置)及び発光ダイオード式集魚灯については、資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましいことに留意されたい。</u>

#### (削る)

4	<u></u> 「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合するこ	° 기	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式 認定基	準に適合すること。	1十四岁中游游人家 8 一家来日出宿家里于四心中游游人家 8 一家来日达,由留于田里十四心中游游人家
	11 カラー魚群探知機		12 潮流計		文· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

(2) 自動釣機型式認定基準適合機器、漁業用揚網機型式認定基準適合機器、漁業用投・揚縄装置型式認定基準適合機器、漁業用巻取りウインチ型式認定基準適合機器、集魚灯設備型式認定基準適合機器、漁業用クレーン型式認定基準適合機器、漁船用海水冷却装置型式認定基準適合機器、漁業用ソナー型式認定基準適合機器、魚群探知機型式認定基準適合機器、漁船用海水冷却装置型式認定基準適合機器、漁業用ソナー型式認定基準適合機器、魚群探知機型式認定基準適合機器及び超音波式船速潮流計測装置型式認定基準適合機器の取扱いについては、1の(2)の漁ろう情報プロック装置型式認定基準適合機器の取扱いに準定て取り扱うこと。

なお、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意されたい

## (3) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、1の(4)に準じて行われたい。

なお、この資金の貸付内容には、機器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。

補機関等駆動機器等設置資金

က

(1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基</u>準に<u>適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

機器等	<u>基準</u>	備考
1 補機関	1 冷態始動が可能であること。	補機関には動力取出装置付きの推進機関を含む。
	2 調整装置は、75パーセント負荷と無負荷の	なお、この場合に中欄の基準に代え、
	間で、整定回転数105パーセント以内に制御	1 歯車減速機付きディーゼル機関であること。
	るないし、	2 動力取出装置には強固な外部軸受装置及びクラ
		ッチを備えること。
		とする。
2 油圧装置	1 常用圧力の1.5倍を超えない圧力でセット	
	された安全弁を有すること。	
	2 油圧ポンプはディーゼル機関、又は電動機	
	により駆動され、振動等による悪影響のない	
	よう緩衝装置を有すること。	

## (2) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、10 (4)に準じて行われたい。

なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。

- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲</u> <mark>準に適合するもの、</mark>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

備考	
<u> </u>	
機器等	

シャフト及び付属品 プロペラ、プロペラ 機関の本体のほか、 を含む。 力漁船の性能の基準の取扱いについて」(昭和 48 年 12 月 17 「漁業新技術開発事業の型式認定事業にお 2 機関(ガソリン船外機関を除く。)は、燃料油の消費を節 ける基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境 「環境高度対応機関型式 式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型 減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装 日付け 48 水海第 4360 号水産庁長官通知)に基づく小型機 「適合型式認定について」に基づく発光ダイオード式集魚 ディーゼル船外機関においては、漁船用ディー ィーゲア部外縁閏型 「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型 境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること 式認定基準」という。)、ガソリン船外機関においては、 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、 置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであるこ 式認定基準(以下「推進軸動力利用装置型式認定基準」 関制限装置機能基準に適合したものであること 認定基準」という。)に適合すること 灯設備型式認定基準に適合するこ 高度対応機関型式認定基準 ゼル船外機関型式認定基準 う。)に適合するこ 機関の本体が、 ただし、 က 漁船用環境高度対応機関 発光ダイオード式集魚灯 က  $^{\circ}$ 

(2)環境高度対応機関型式認定基準適合機関、ディーゼル船外機関型式認定基準適合機関、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準適合機関型式認定基準適合機器及び発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準適合機器の取扱いについては、1の(2)の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。

### (3) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、 1の (4) に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。

5 新養殖技術導入資金

# (1) 水産庁長官が定める基準

施行通知第4の1の(7)のウの「水産庁長官が別に定める基準」は、次のとおりである。

- 工事該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなものであること。
- イ 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。
- (2) 水産庁長官が定める養殖技術

施行通知第4の1の(9)のエの「水産庁長官が別に定める養殖技術」は、次のとおりである。

(削る)

## (2) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用については、 1の (5) に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。

# 5 新養殖技術導入資金

新養殖技術導入資金の貸付けに当たって留意すべき事項として、この資金の貸付けに係る基準、水産動植物の種類及び養殖技術は、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第 号)(以下「農林水産大臣が定める基準等を定める告示」という。)第1項から第3項までに掲げるとおりであるが、この資金の目的が普及度も低く、その普及を促進する必要のある養殖を奨励することであることにかんがみ、都道府県にあっては、特に、水産動植物の種類の選定等に際し、当該水域における当該水産動植物に係る養殖の普及度を十分に考慮して、この資金の目的にあった適切な貸付けを行うこととされたい。

#### (削る)

#### (削多)

# 資源管理型漁業推進資金

この資金は、沿岸漁業資源の減少に対処して資源管理型漁業の推進を図るため、農林水産大臣が定める基準等を2 める告示第4項第1号の取決めを締結し、当該取決めに基づき資源管理措置を適正に実施(これと併せて、低利用・ 未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。)し、合理的な漁業生産方式を導入 するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととされたい。

## $(1) \sim (5)$ (思

7 この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁業の環境の悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに 対処して漁業環境の保全と養殖魚の安全性の確保を図るため、<u>農林水産大臣が定める基準等を定める告示第5項第1</u> 号の取組において、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化す ることにより養殖の生産行程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項 に留意して適切な貸付けを行うこととされたい。

# 乗組員安全機器等設置資金

# (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(9)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事 が適当と認めるもの。

#### (川)

#### (2) (8)

9 救命消防設備購入資金

## (1) 対象となる機器等

(削る)

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(10)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事 が適当と認めるもの。<u>なお、救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダについては、船舶安全法第</u> 6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。

# 7 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術

- イ 養魚用水の循環利用による養殖技術
- 大陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術
- エ 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

# 3) 新養殖技術導入資金の貸付けに当たって留意すべき事項

この資金の貸付けに係る基準、水産動植物の種類及び養殖技術は、施行通知第4の1の(7)から(9)まで並びに上記(1)及び(2)に掲げるとおりであるが、この資金の目的が普及度も低く、その普及を促進する必要のある養殖を奨励することであることにかんがみ、都道府県にあっては、特に、水産動植物の種類の選定等に際し、当該水域における当該水産動植物に係る養殖の普及度を十分に考慮して、この資金の目的にのっとった適切な貸付けを行うこととされたい。

# 資源管理型漁業推進資金

9

この資金は、沿岸漁業資源の減少に対処して資源管理型漁業の推進を図るため、<u>施行通知第4の1の(11)のア</u>の取決めを締結し、当該取決めに基づき資源管理措置を適正に実施<u>し、</u>(これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。)合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととされたい。

## $(1) \sim (5)$ (略)

この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁業の環境の悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに対処して漁業環境の保全と養殖魚の安全性の確保を図るため、<mark>施行通知第4の1の(13)のア</mark>の取組において、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化することにより養殖の生産行程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適切な貸付けを行うこととされたい。

# 乗組員安全機器等設置資金

# (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基</u> <u>準に適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

	機器等		基準	備考
1	転落防止用手すり	1	甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置	ブルワークを含まない。
		27	室内に設けるストームレールの設置	
2	安全カバー装置	П	漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい	
		27	駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際、接	
		#	触するおそれのある部分の囲い及びおおい	
က	揚網機安全装置	<del> \\</del>	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる	
		採	装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装	
		国	置を備えていること。	

#### (2) (路

9 救命消防設備購入資金

## (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基</u>準に適合するもの、その他都道府県知事が適当と認めるもの。

<u>基本</u>	船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものである	·시	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報(信号)が漁船に搭載さ	れた無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。
機器等	救命胴衣		消火器	イーパブ	レーダートランスポンダ	小型漁船緊急連絡装置	
			2	က	4	5	

### (2) 貸付内容

この資金の貸付内容は、設備の購入費用のみであるので留意されたい。

- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- (1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、施 が適当と認めるもの。

それぞれ同表の右欄に掲げる基

次の表の左欄に掲げるとおりであり、

<u>準に適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、

この資金の貸付内容は、設備の購入費用のみであるので留意されたい。

漁船転覆防止機器等設置資金

10

(2) 貸付内容

(1) 対象となる機器等

1以外で船の幅の1/2を超えない幅の角そうであっても、使用上、漁獲物の横移

漁獲物を魚そうに収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め

荷止板等を設置するもの

動防止のため、

က  $\vdash$  $^{\circ}$ 

甲板下の魚そう

2

 $^{\circ}$ 

甲板下に活角そうを設ける改造に限る

甲板上に設置する活魚そうに代えて、 甲板上に常設する魚そうに代えて、

甲板下に角そうを設置する改造に限る。

準用して、船の幅の1/2を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置

(昭和 49 年農林・運輸省令第1号)

小型漁船安全規則

Н

漁獲物の横移動防止装置

Н

基準

第8条の規定により、

#### (削る)

### (2) 貸付限度額等

この資金の貸付限度額の運用に当たっては、10(2)に準じて行われたい。なお、この資金の貸付内容には、 器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。

- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- (1) 対象となる機器等

行通知第4の1の(12)に掲げるもののほか、その他都道府県知事 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施 が適当と認めるもの。

それぞれ同表の中欄に掲げる基

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、

<u>準に適合するもの、</u>その他都道府県知事が適当と認めるもの。

特運び式は含まない。

船舶局に限り

1 W以上 5 W以下の無線送受信装置 有効反射面積 10 ポ以上であること

ダー反射器

機器等

備考

襚

この資金の貸付内容には、

この資金の貸付限度額の運用に当たっては、1の (4) に準じて行われたい。 なお、

(2) 貸付限度額等

襚

器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。

11 漁船衝突防止機器等購入等資金

(1) 対象となる機器等

#### (削る)

#### (2)

12 漁具損壞防止機器等購入資金

#### (削る)

(1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、<u>施行通知第4の1の(13)に掲げるもののほか、</u>その他都道府県知事 が適当と認めるもの。

(盤)

(2)

(1) 対象となる機器等

それぞれ同表の中欄に掲げる基 次の表の左欄に掲げるとおりであり、 その他都道府県知事が適当と認めるもの。 この資金の貸付けの対象となる機器等は、 準に適合するもの、

<u>華</u>	<u>漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも2海</u>	所から植器でまる灯水であるアレ
機器等	1 標識灯	

里離れた

(2) (略)

第3 (略)

第4 青年漁業者等養成確保資金

1 研修教育資金

(1) 水産庁長官が定める基準

<u>農林水産大臣が定める基準等を定める告示第6項第1号</u>の水産庁長官が別に定める基準は、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修者しくは都道府県が<u>推薦</u>する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることとする。

(2) 水産庁長官が定める外国

農林水産大臣が定める基準等を定める告示第6項第2号の水産庁長官が別に定める外国は、次のとおりとする。

ア. アイスランド ク. 中国

イ・アメリカ ケ・デンマーク

ウ. イギリス コ. ニュージーランド

エ. イタリア サ. ノルウェー

オ、オーストラリア シ、フィリピン

カ、カナダス、ロシア

セ. その他都道府県知事が水産庁長官と協議して定める国

 $(3) \sim (5)$  (8)

7. 91

2 (略)

3 漁業経営開始資金

 $(1) \sim (4) \quad (\mathbb{R})$ 

(5) その色

ア (略)

4 農林水産大臣が定める基準等を定める告示第8項第1号のハの経営に係る漁業経営開始資金については、借受者である青年漁業者の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、貸付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互間の理解の上に立って進められ、また、経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ましいことであり、更に、将来にわたって経営主から経営権の部分的移譲が円滑に行われることを期待してよいところである。

以上の見地から、経営主を必ず保証人の1人とするようにして、この資金の貸付けを行うものとする。

第5 貸付資格の認定等の手続

1 貸付資格の認定申請手続等の特例

<u>貸付資格の認定申請</u>手続については、<u>施行通知第3の10</u>に示されているところであるが、<u>同通知第3の10の</u> (1) のなお書の適用がある場合は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (4) \quad (\mathbb{R})$ 

2 運営協議会

運営協議会の運営については、次の点に留意されたい。

| レーダー反射器付きブイ | 有効反射面積2ml以上のものであるこ

(2) (略)

第3 (略)

第4 青年漁業者等養成確保資金

研修教育資金

(1) 水産庁長官が定める基準

<u>施行通知第4の3の(4)のア</u>の水産庁長官が別に定める基準は、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修者しくは都道府県が<u>推せん</u>する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水土等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることとする。

(2) 水産庁長官が定める外国

<u> 施行通知第4の3の(4)</u>のイの水産庁長官が別に定める外国は、次のとおりとする。

ア. アイスランド ク. 中国

イ・アメリカ ケ・デンマーク

ウ・イギリス コ・ニュージーランド

エ. イタリア サ. ノルウェー

オ、オーストラリア シ、フィリピン

カ、カナダス、ロシア

キ.タイ セ.その他都道府県知事が水産庁長官と協議して定める国

 $(3) \sim (5)$ 

(盤)

2 (略)

3 漁業経営開始資金

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) その他

ア (略)

イ <u>施行通知第4の3の(6)のアの(ウ)</u>の経営に係る漁業経営開始資金については、借受者である青年漁業者 の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、貸付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互 間の理解の上に立って進められ、また、経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ま しいことであり、更に、将来にわたって経営主から経営権の部分的移譲が円滑に行われることを期待してよいと ころである。

以上の見地から、経営主を必ず保証人の1人とするようにして、この資金の貸付けを行うものとする。

第5 貸付等の手続

貸付の手続等の特例

<u>------</u> <u>貸付けの</u>手続については、<u>施行通知第3の5</u>に示されているところであるが、<u>同通知第3の5の(1)</u>のなお書の 適用がある場合は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (4) \quad (\mathbb{R}$ 

2 運営協議会

運営協議会の運営については、次の点に留意されたい。

- (1) 運営協議会は、それぞれの地域における沿岸漁業の事情、<mark>認定申請書</mark>の提出期日等を勘案して、定期的に開催されることが望ましいが、その開催時期、回数等は、適宜、都道府県が定めるものとする。
- (2) 運営協議会においては、定型的な貸付けが行われるもの(例えば、漁具の標識の購入資金の貸付け)については、あらかじめ認定申請者に対する資金貸付けの適否のチェック・ポイントを作成して、これを充足するものについては貸付けを適当と認める旨の意見を都道府県の資金担当課に提出し、次回の運営協議会に対する報告をもって、その協議に代えることができるものとする等能率的な協議が行われるようにすることが望ましい。
- (医)
- 4 支払の猶予

支払を猶予できる場合は、<u>施行通知第3の12の(1)</u>に掲げるとおりとされているが、このうち「火災及び盗難等」 について、「等」に該当する事例であるかいなかについては、個々の事案につき水産庁に対し照会されたい。

### 第6~第7 (略)

- 第8 水産事務所等における事務処理
- (四久)
- 水産事務所等における申請書に関する事務処理

水産事務所等は、沿岸漁業改善資金の<mark>認定申請書</mark>を受理した場合には、必要があるときは、経営等改善資金、生活 改善費金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれごとに次に掲げる事項を判断し、これらについての補足資料を添 えて運営協議会に提出するものとする。

- (1) 認定申請者(認定申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。次号において同じ。)が当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて必要かつ可能であるかどうか。
- (2) 当該資金の導入後の<mark>認定申請者</mark>の事業運営が適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか。
- (3) 認定申請者が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか(青年漁業者等養成確保資金に限る。)。
- (4) 認定申請者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適当な規模・実体を有するかどうか。
- 3 事業計画、貸付申請書等の審査及び確認

水産事務所等は、貸付事業の的確な事務処理を図るため、<mark>事業計画、</mark>貸付申請書の審査<u>並びに</u>貸付対象事業の実施 についての確認等を、特に次の諸点に留意して行うとともに、市町村、漁業協同組合その他の関係団体に対し、周知 徹底を図るものとする。

- (1) 事業計画及び貸付申請書の審査
- ア・イ (略)
- (2) (略)
- 第9 水産業改良普及組織等及びこれらによる普及指導活動との連携
- 1 (略)
- (1) (器
- (2) 貸付決定等への参画

水産事務所等における第8の1の沿岸漁業改善資金の利用見通し等に関する計画の作成、第8の2の各号に掲げ

- (1) 運営協議会は、それぞれの地域における沿岸漁業の事情、<u>貸付申請書</u>の提出期日等を勘案して、定期的に開催されることが望ましいが、その開催時期、回数等は、適宜、都道府県が定めるものとする。
- (2) 運営協議会においては、定型的な貸付けが行われるもの(例えば、漁具の標識の購入資金の貸付け)については、あらかじめ貸付申請者に対する資金貸付けの適否のチェック・ポイントを作成して、これを充足するものについては貸付けを適当と認める旨の意見を都道府県の資金担当課に提出し、次回の運営協議会に対する報告をもって、その協議に代えることができるものとする等能率的な協議が行われるようにすることが望ましい。
- 3 (略)
- 4 支払の猶予

支払を猶予できる場合は、<u>施行通知第3の7の(1)</u>に掲げるとおりとされているが、このうち「火災及び盗難等」 について、「等」に該当する事例であるかいなかについては、個々の事案につき水産庁に対し照会されたい。

### ;6~第7 (略)

- 第8 水産事務所等における事務処理
- (盤)
- 水産事務所等における申請書に関する事務処理

水産事務所等は、沿岸漁業改善資金の<u>貸付申請書</u>を受理した場合には、必要があるときは、経営等改善資金、生活改善費金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれごとに次に掲げる事項を判断し、これらについての補足資料を添えて運営協議会に提出するものとする。

- (1) <u>貸付申請者</u>(<u>貸付申請者</u>が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又 は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。次号において同じ。)が当該資金を導入することが技術的及び経営的 な見地からみて必要かつ可能であるかどうか。
- (2) 当該資金の導入後の貸付申請者の事業運営が適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか。
- (3) <u>貸付申請者</u>が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか(青年漁業者等養成確保資金に限る。)。
- (4) 貸付申請者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適当な規模・実体を有するかどうか。
- 3 貸付申請書等の審査及び確認

水産事務所等は、貸付事業の的確な事務処理を図るため、貸付申請書の審査<mark>及び</mark>貸付対象事業の実施についての確認等を、特に次の諸点に留意して行うとともに、市町村、漁業協同組合その他の関係団体に対し、周知徹底を図るものとする。

- (1) 貸付申請書の審査
- ア・イ (器)
- (2) (器)
- 第9 水産業改良普及組織等及びこれらによる普及指導活動との連携
- 1 (器)
- (1) (略)
- (2) 貸付決定等への参画

水産事務所等における第8の1の沿岸漁業改善資金の利用見通し等に関する計画の作成、第8の2の各号に掲げ

る事項についての判断、第8の3の貸付申請書等の審査、 <mark>施行通知第3の10の(3)</mark> の都道府県における貸付決	定等に当たっては、これらの組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。この場合、特に都道府県	における貸付決定の基礎資料等の取りまとめは、水産業普及指導員が技術的及び経営的な見地から積極的に行うこ	とが望ましい。
る事項に	定等に当	123175	とが望ま

2 (略)

第 10

る事項についての判断、第8の3の貸付申請書等の審査、<u>施行通知第3の5の(3)</u>の都道府県における貸付決定等に当たっては、これらの組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。この場合、特に都道府県における貸付決定の基礎資料等の取りまとめは、水産業普及指導員が技術的及び経営的な見地から積極的に行うことが望ましい。

2 (略)

第10 (略)

別記様式第1号(第4の1の(5)関係)~別記様式第5号(第10の1関係) (略)

別紙1 (第6の2の(1)関係)

# 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例 (その1)

○○県(都道府)(以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第1項 (及び第2項※)の貸付けの事業に係る事務を○○県(都道府)信用漁業協同組合連合会(農林中央金庫○○支所)(以下「乙」という。)及び別記の漁業協同組合(以下「丙」と総称する。)に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

(盤)

※ 県 (都道府) が融資機関への貸付けに関する委託を行わない場合は削除。

# 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例(その2)

○○県(都道府)(以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第1項(及び第2項※)の貸付けの事業に係る事務を○○県(都道府)信用漁業協同組合連合会(農林中央金庫○○支所)(以下「乙」という。)及び別記の漁業協同組合(以下「丙」と総称する。)に委託するにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

(盤)

※ 県(都道府)が融資機関への貸付けに関する委託を行わない場合は削除。

別紙2 (第6の2の(2)関係) (略)

別記様式第1号(第4の1の(5)関係)~別記様式第5号(第10の1関係) (略)

別紙1 (第6の2の(1)関係)

# 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例 (その1)

○○県(都道府) (以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第1項の貸付けの事業に係る事務を○○県(都道府)信用漁業協同組合連合会(農林中央金庫○○支所)以下「乙」という。)及び別記の漁業協同組合(以下「丙」と総称する。)に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

(盤)

# 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例 (その2)

○○県(都道府) (以下「甲」という。)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第1項の貸付けの事業に係る事務を○○県(都道府)信用漁業協同組合連合会(農林中央金庫○○支所)(以下「乙」という。)及び別記の漁業協同組合(以下「丙」と総称する。)に委託するにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

(盤)

別紙2 (第6の2の(2)関係) (略)

別紙3 (第6の4関係)

# 県(都道府)信用漁業協同組合連合会(又は〇〇漁業協同組合) 定款例

#### (事業)

第〇条

- 沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第3条第2項の基づき○○県(都道府)の貸付けを受けて行う経営等改善資金等の貸付け
- 沿岸漁業改善資金助成法第14条第1項の規定に基づき○○県(都道府)の委託を受けて行う経営等 改善資金等の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

#### 附則

この定款は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

# 県(都道府)信用漁業協同組合連合会(又は〇〇漁業協同組合) 定款変更例

- 沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第2項の基づき○○県(都道府)の貸付を受けて行う経営等改善資金等の貸付け
- 沿岸漁業改善資金助成法<u>第14条第1項</u>の規定に基づき○○県(都道府)の委託を受けて行う経営等 <u>改善資金等の貸付けに係る債権についての</u>保全及び取立て<u>に関する事務</u>

#### 附則

この定款の変更は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

|別紙3 (第6の4関係)

# 県(都道府)信用漁業協同組合連合会(又は〇〇漁業協同組合) 定款例

第〇条

第〇項

<u>第○号</u> 沿岸漁業改善資金助成法<u>(昭和 54 年法律第 25 号)</u>の規定に基づき○○県(都道府)の委託を <u>受けてするその債権の</u>保全及び取立て

附則

この定款は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

# 県(都道府)信用漁業協同組合連合会(又は○○漁業協同組合) 定款変更例

県(都道府)信用漁業協同組合連合会(又は○○漁業協同組合)の定款の一部を次のように変更する。 第○条第○項中第○号を第○号とし、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○沿岸漁業改善資金助成法<u>(昭和 54 年法律第 25 号)</u>の規定に基づき○○県(都道府)の委託を<mark>受けてするその債権の</mark>保全及び取立て

附則

この定款の変更は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

別紙4 (第7の1関係)

# 都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例

#### (貸付け)

(昭和54年法律第25号。以下「法」という。) 、同法 農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促 進法」という。)、農商工等連携促進法施行令(平成 20 年政令第 234 号)及び農商工等連携促進法第 4 条第 産省令第 48 号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成 20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業バイオ燃料法施行令(平成20年 る法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、六次産業化法施行令(平成23年政令 定める件(令和4年農林水産省告示第536号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び 助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に るところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業著等養成確保 資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号 という。)及び六次産業化法第5条第1項の認定を する措置を行う者 (以下「促進事業者」という。) に ついては、経営等改善資金(次条の表の経営等改善資金の(1)から(7)までの資金に限る。)を貸し付 施行令(昭和 54 年政令第 124 号)及び同法施行規則(昭和 54 年農林水産省令第 22 号)並びに中小企業者と 2 項第2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成 20 年農林水 対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 132 号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるところによるほか、この規程に定め 並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関す 第 15 号)、六次産業化法施行規則(平成 23 年農林水産省令第 7 号)<u>、沿岸漁業改善資金助成法施行令第 2</u> 政令第 296 号) 及び農林漁業バイオ燃料法施行規則(平成 20 年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号) る件(令和4年農林水産省告示第 535 号)及び中小企 関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施 する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を へに規定する措置を行う者(以下「認定中小企業者」 受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定. 条の表第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定め 業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進し 第1条 県(都道府)は、沿岸漁業改善資金助成法

別紙4 (第7の1関係)

# 都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例

#### (貸付け)

農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促 進法」という。)、農商工等連携促進法施行令(平成 20 年政令第 234 号)及び農商工等連携促進法第 4 条第 産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成 並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関す る法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、六次産業化法施行令(平成23年政令 係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 132 号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定め 県(都道府)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。)、同法 施行令 (昭和 54 年政令第 124 号) 及び同法施行規則 (昭和 54 年農林水産省令第 22 号)並びに中小企業者と 2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水 20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業バイオ燃料法施行令(平成20年 第 15 号)、六次産業化法施行規則(平成 23 年農林水産省令第 7 号)及び地域資源を活用した農林漁業者等 処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「東日本大震災特財 法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関 るところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生 活改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた 中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者(以下「認定中小企業者」という。)及 政令第 296 号)及び農林漁業バイオ燃料法施行規則(平成 20 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1号) による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第五号の 農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成 23 年農林水産大臣告示第 608 号)並びに東日本大震災に対 び六次産業化法第 5 条第 1 項の認定を受けた促進事業者であって同条第 4 項第 3 号に規定する措置を行 う者(以下「促進事業者」という。)については、経営等改善資金(次条の表の経営等改善資金の(1)か ら(7) までの資金に限る。)を貸し付ける 第1条

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等)

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進

ごとの貸付限度額及び償還期間等)

事業者

第2条 (略)

<b>光</b>	Your	性 苦 等 改 善 資 金		
	7 2 2	、業で、漁っむ改は、一置挽成据べ金以次助内	7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内を含む。)、農林漁業機関への貸付金は、8年以内(据置期間2年以内を含む。)、農林漁業機に進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁業が一大工燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁業が一大工燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(据置期間2年以内を含む。)、農林漁業、大工工燃料社第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を選集化送第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内在業化送第11条の沿岸漁業改善資金	7 (路昌期間1年上以内を含む。) 、 「年以内 (据置期間1年以内を含む。) 、 東西工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成社会特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、農村工等企業改善資金助成社会特別3年以内を含む。)、農村工等運搬限2年以内を含む。)、農村工等運搬限14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(据置期間2年以内を含む。)、農村工等運搬度進去第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(超置期間4年以内を含む。)、農林漁業、バイオ燃料社第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(超置期間2年以内を含む。)、 大産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(据置期間2年以内を含む。)、農林漁業、水イオ燃料社第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)
	貸付限度額 	500万円(旧町機た装置を設置する場合にあっては100万円、連隔操縦装置を設置する場合にあっては14万万万分一を設置する場合にあっては10万円、サイドスラスターを設置する場合にあっては1日につき10万円、自動航跡配録装置を設置する場合にあっては1台につき130万円、は1台につき130万円)	500万円(動力式つり機を設置する場合にあっては1件につき500万円、ラインホーラー等の協議機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の協議機を設置する場合にあっては1台につき1200万円、巻取りウィンチを設置する場合にあっては1台につき120万円、参取りウィンチを設置する場合にあっては1台につき500万円、漁業用からでは1台につき500万円、海然特別を設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー、海線を設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー、海線を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流神を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台にあっては1台にあっては1台にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合にあっては1台につき500万円、海流井を設置する場合によりまするよりにカードカーにあっては1台につきた。	のうては1日につまるののカ円 500万円 (補機関 (動力取出装置付 さの推機関を含む。)を設置する場合 にあっては1台につき400万円、油 圧装置を設置する場合にあっては1台 につき500万円)
		(1) 日期機能表電の改画賃用 (2) 遠隔操能装電の設置費用 (3) サイドスラスターの設置 費用 (4) レーダーの設置費用 (5) 自動航跡記録装置の設置 費用 (6) GPS受信機の設置費用 (6) GPS受信機の設置費用	(1) 動力式つり機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄 機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網 機の設置費用 (4) 巻取りウインチの設置費用 (5) 放電式集魚灯の設置費用 (6) 漁業用クレーン設置費用 (7) 漁獲物等処理装置の設置 費用 (8) 海水冷却装置の設置費用 (9) 海水冷菌装置の設置費用 (10) 漁業用ソナーの設置費用 (10) 漁業用ソナーの設置費用 (11) カラー魚群探知機の設置 費用	(1) 補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)の設置費用 置費用 (2) 油圧装置の設置費用
米(配)		(1) 世 期 練 に 接 向 で の 他 の 操 船 作 接 を 省 力 化 す る た め の 機 路、 設 備 又 に 技 世 優 い び 下 機 器 等 は い と り ラ む 要 と い ジ 。 ) の 設 層 に 必 要 な 資 金 (略 称 : 操 船 作 業 省 力 化 機 器 等 智 置 資 金 )	<ul> <li>(2) 動力式つり 機やの 他の漁 ろっ 作業を省 力化 するための 機器 等の設置に必要な資 会(略称: 漁 ろっ 作業 省力 化機器等設置資 金)</li> </ul>	(3) (1)及び(2)に規定 する機器等を駆動し、 又 は作動させるため の補機関その他の機 器等の 設置に必要な 資金 (略称:補機関等 駆動機器等設置資金)
7 坐	702	<b>性营等改善資金</b>		

7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。) 7年以内(据置期間1年以内を含む。 )、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内 7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業ベイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。) 颲 を含む。 500万円(動力式つり機を設置する場合にあっては1件につき500万円 可、ラインホーラー等の振縄機を設置する場合にあっては1台につき120 万田、ネットホーラー等の場組機を設置する場合にあっては1台につき120 の万田、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき20 の万田、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき200万田、 は1セットにつき200万田、漁業用 な1セットにつき200万田、漁業用 ウレーンを設置する場合にあっては1 台につき400万円、漁獲物等処理装 電を設置する場合にあっては1台につき500万円、漁業用 では1台につき300万円、漁業用 の方日、海水冷却装置を設置する。 の方田、海水冷却装置を設置する。 ことを200万円、漁業用 の方につき300万円、漁業用 とは1台につき300万円、漁業用 の方につき300万円、漁業用 の方にの方になっては1台につき500万円、漁業用 の方につき300万円、漁業用 の方に、カラー無群採知機 を設置する場合にあっては1台につき につき500万円、カラー無群採知機 を設置する場合にあっては1台につき につき500万円、海流計を設置する場合に あっては1台につき300万円、漁業用 貸付限度額
 500万円(自動機だ装置を設置する場合にあっては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあっては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあっては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、ほり航端を設置する場合にあっては1台につき130万円) 500万円 (補機関 側力取出装置付きの推進機関を含む。)を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合につき500万円、油につき500万円) 放電式集魚灯の設置費用 漁業用クレーン設置費用 漁獲物等処理装置の設置 海水冷却装置の設置費用 海水殺菌装置の設置費用 ) 漁業用ソナーの設置費用 と置費用 と置費用 -の設置 レーダーの設置費用 自動航跡記録装置の設置 補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)の設 一等の揚縄 巻取りウインチの設置費 GPS受信機の設置費用 動力式つり機の設置費用 ラインホーラー等の揚縄 機の設置費用 ネットホーラー等の揚網 カラー魚群探知機の設置 貸付の内容 自動操だ装置の設置費用 遠隔操縦装置の設置費用 置費用 油圧装置の設置費用 潮流計の設置費用 サイドスラスタ 機の設置費用 費用 費用 費用 費用 田 (8) (12) (11) (3)  $\bigcirc$ 4 (2) 4 (3) 3 365 9 資金の種類

1) 自動繰だ装置その
他の操船作業を省力
化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金(略称: 操船作業省力化機器等設置を必要な資金(略称: 操船作業省力化機器等設置資金) 2) 動力式つり機その 他の漁ろう作業を省 力化するための機器 等の設置に必要な資 金(略称:漁ろう作業 省力化機器等設置資 3) (1)及び(2)に規定 する機器等を駆動し、 又は作動させるため の補機関その他の機 器等の設置に必要な 資金(略称:補機関等 駆動機器等設置登金) (盤) (3) 2 第2条 서는 'A' THE NAME AND

	,	<del>(</del> <del>)</del>	(5)	(9)
	****	経営等改善資金		
E.	1	7 年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以內を含む。)、農林漁業、イオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内を含む。)、農林漁選業、イオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁選業、イオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁選、イオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁業、イオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内を含む。)、農林漁運業、イオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内在運期間2年以内を含む。)、	4年以内(据置期間2年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業パイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、大次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農村漁業がイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、農村漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金的成法の特例の場合にあっては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、農村漁業の特別の場合にあっては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、農村漁業の特別の場合にあっては6年以内(据置期間3年以内を含む。)、	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含むとは12年以内(据置期間5年以内を含むとうでは12年以内(据置期間3年以内を含むでは12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業べイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農村漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、農村漁業、バイオ燃料注第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間4年以内を含む。)、農林漁業、バイオ燃料注第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間4年以内を含む。)、農林漁業、バイオ燃料注第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内を選出法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内、保置期間4年以内を含む。)、六水産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内底土の場上は13年以内を含む。)
-	t t t 强	2,500万円 (漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円)	400万円 (農林水産大臣が定める 種類に属する水産動植物の養殖技術又 は農林水産大臣が定める養殖技術を導 入する場合において、当該技術により 水産動植物の養殖を行う者 (その者が 団体である場合にあってはその団体を 構成する個人、その者が会社である場 合にあってはその会社) 1人(1社)に つき400万円)	1, 200万円
	\(\frac{1}{2}\)	(1) 漁船用環境高度対応機関 の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯 の設置費用	農林水産大臣が定める種類に 属する水産動植物の養殖技術又 は農林水産大臣が定める養殖技 術を導入して水産動植物の養殖 を行う場合における次に掲げる 費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費用又は生産 費用 (3) 飼料の購入費用	(1) 水産資源の管理に関する 取決めに基づき、資源管理措 層 (漁具・漁法の制限、操業 時間又は期間の制限、禁漁区 域の設定、体長制限等)を実 施士るのに必要な改良漁具、 漁送転換用及は設置費用 利用資源の開発・利用措置と 消獲物の付加価値の向上措 置を行う場合における次に 掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開 発・利用を行うのに必要な 漁人、漁ろう機器等の購入 選用工は設置費用 ア 低利用・未利用資源の開 発・利用を行うのに必要な 漁人、漁ろう機器等の購入 養和別を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 養和別を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 養配設等又は加工のための 施設、(加工機械、選別機、 意等を含む。)の設置費用
	`	4,	(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大田が定める種種に基づき、農林水産大田が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。) 又は農林水産大田が定める養殖技術によりいて、当該技術によりいて、当該技術により水で、当該技術により。 一部が、新養殖技術は、 管金)	(6) 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する政決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する 漁業生産方式の導入( 当政済業生産方式の導入( 当政済業生産方式の導入( 当政済業生産方式の導入( 当政済業生産方式の 導入と併せ行う水産 物の合理的な加工力 式うために必要な加工力 式っために必要な機 器等の購入又は設置 に必要な資金(略称: 資源管理型漁業推進 資金)
	T.	経営等改善資金		

償 選 期 間 等7年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内をきむ。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内をきむ。)	4年以内(据置期間2年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料注第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を音む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)
(章) 付 版 度 額 2,500万円(漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円)	400万円(農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術を導入農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者(その者が団体である場合にあってはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会合にあってはその会とは、1人(1社)につき400万円)	1, 200万用
(1) 漁船用環境高度対応機関 の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯 の設置費用	農林水産大臣が定める種類に 属する水産動植物の養殖技術又 は農林水産大臣が定める養殖技術 行農株水産大日が定める養殖技 術を導入して水産動植物の養殖 を行う場合における次に掲げる 費用 (2) 種苗の購入費用又は生産 費用 (3) 飼料の購入費用	(1) 水産資源の管理に関する 取決めに基づき、資源管理措 層(漁具・漁法の制限、操業 時間又は期間の制限、禁漁区 域の設定、体長制限等)を実 施するのに必要な改良漁具、 漁法転換用漁具、漁ろう機器 等の購入費用又は設置費用 利用資源の開発・利用措置と 漁場、漁ろう機器等の開 務・利用を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 程利用を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 整・利用を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 費用又は設置費用 不 低利用・未利用資源の開 発・利用を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器等の購入 費用又は設置費用 を行うのに必要な活魚出荷 のための船上活魚装置、 養施設等又は加工のための 施設、(加工機械、選別機、 洗浄機、包装機、冷凍冷蔵 農等を含む。)の設置費用
賞金の種類 (4) 推進機関その他の 漁船に設置される機 器等であって、通常の 型式のもの又は通常 の方式によるものと 比較して燃料油の消費が節減されるもの の設置に必要な資金( 略称: 燃料油消費節減 機器等設置資金)	(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農 林水産大臣が定める 種類に属する水産動 植物の養殖の技術( 以下「養殖技術」とい う。) 又は農林水産大 臣が定める養殖技術 とば、当該技術により 水産動植物の養殖な 行うのに必要な資金 行うのに必要な資金 行うのに必要な資金 (行うのに必要な資金)	(6) 農林水産大田が店 める基準に基づき、水 産 必要 基準に基づき、水 水

		2)	8)	6)	(1)	(1)
		経営等改善資金				
	償 還 期 間 等	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、大次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間6年以内を含む。)、農商工等連機促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、農商工等連機及進送第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、大次産業化法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、大次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内(据置期間6年以内を含む。)、	貸付の内容の欄(1)~(3)については5年以内(据置期間1年以内を含む。) 融資機関への貸付金は、貸付の内容の 欄(1)~(3)については6年以内(据置期間2年以内を含む。)	貸付の内容の欄(1)及び(2)については2年以内、同欄(3)~(5)については5年以内 軽以内 融資機関への貸付金は、貸付の内容の 欄(1)及び(2)については3年以内(据置 期間1年以内を含む。)、同欄(3)~(5) については6年以内(据置期間1年以内 を含む。)	5年以内(据置期間1年以内を含む。) 融資機関への貸付金は、6年以内(据 置期間2年以内を含む。)	5年以内 融資機関への貸付金は、6年以内(据 置期間1年以内を含む。)
1	貸付限度額	2,000万円 (漁場環境適正化管理 協定に基づく取組にあっては、1,20 0万円)	150万円(転落防止用手すり又は 安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円)	130万円 (教命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては1件につき130万円)	150万円 (漁獲物の債移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)	120万円 (レーダー反射器又は無 線電話を購入し、又は設置する場合に おいて、それぞれにつき40万円)
1 2 2 3 4 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	貸付の内容	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投 関の内容・量・方法を改善し、 及び薬品・漁網防汚剤の使用を ばる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止 を目的として投餌の内容・ 量・方法の改善を行うのに必 要な造粒機、自動給餌機、飼 料倉庫等の購入費用又は設 間費用 目的として漁網な行うのに必 必要な高耐波性いけず、金網 いけす、金網 いけす、金網 いけす、金網 いけす、金網 いけず、金網 いけず、金網 いけず、金網 いけず、金網 いけず、金網 は、関素供給装置、水流発生 装置、ばっ気装置等の設置費 用 の の 要な面料成分分析機、水質・ 要な面料成分分析機、水質・ 成質測定機、整層検査・ 要な面料成分分析機、水質・ 成質測定機、機留検査・ 動料、水流発生 数層、はつ気装置等の設置費 所 場合、は、など、 要な面料の表分分析機、水質・ 成質測定機、整理検査・ 動料、水質、 要な面料の設置費 所 場合し収装置、水流発生 数回収装置、水流発生 数回収装置、水流発生 数回収装置、水流発生 数可収表置、水流発生 数面料、で重力等 数面を 数面を 数面を 数面を 数面を 数面を 数面を 数面を	(1) (2) (3)	<ol> <li>(1) 核命胴衣の購入費用</li> <li>(2) 消火器の購入費用</li> <li>(3) イーパブの購入費用</li> <li>(4) レーダートランスポンダの購入費用</li> <li>(5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</li> </ol>	(1) 漁獲物の横移動防止装置 の設置費用 (2) 甲板下の魚そうの設置費 用	<ul><li>(1) レーダー反射器の購入又 は設置費用</li><li>(2) 無線電話の設置費用</li></ul>
	資金の種類	(7) 機本水本職 るのの 8 をの 2 をの 2 をの 2 をの 3 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を	(8) 漁船に設置される 転落防止用手すりそ の他の漁船の乗組員 の生命又は身体の安 全を確保するための 機器等の設置に必要 な資金(略称:乗組員 安全機器等設置で必要	(9) 漁船に備え付けられる教命胴衣その他の教命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金の購入に必要な資金(略称:教命消防設備購入資金)	(10) 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金の路等:漁船転覆防止機器等級器等:漁船転電防止機器等設置。資船・漁船車覆防止機器等設置。資金)	(11) レーダー反射器その他の漁船の衝突をの他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等購船衝突防止機器等購入等資金)
		経営等改善資金				

(情) 選り期 間等 10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合になっては12年以内(据置期間5年以内及合きで、2021年以内(据置期間3年以内の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)	貸付の内容の欄(1)~(3)については5年以内(据置期間1年以内を含む。)	貸付の内容の欄(1)及び(2)については2年以内、同欄(3)~(5)については5年以内	5年以内(据置期間1年以内を含む。)	5年以内
<u>貸</u> 付 <u>限度額</u> 2,000万円(漁場環境適正化管理 協定に基づく取組にあっては、1,20 0万円)	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあって場合にあっては40万円)	130万円(教命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーパー・アンメポンダを購入する場合にあっては60万円、ルーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては1件につき130万円)	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)	120万円(レーダー反射器又は無線 電話を購入し、又は設置する場合におい て、それぞれにつき40万円)
貸付の内容	スは政昌貞州 (1) 転落防止用手すりの設置 費用 (2) 安全カバー装置の設置費 用 (3) 場網機安全装置の設置費	<ul> <li>(1) 救命胴次の購入費用</li> <li>(2) 消火器の購入費用</li> <li>(3) イーパブの購入費用</li> <li>(4) レーダートランスポンダの購入費用</li> <li>(5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</li> </ul>	(1) 漁獲物の横移動防止装置 の設置費用 (2) 甲板下の魚そうの設置費 用	(1) レーダー反射器の購入又 は設置費用 (2) 無線電話の設置費用
賞金の種類 物る基準に基づき、演 場の保全に関する現 場の保全に関する現 決めを締結して機 無のに及華しる漁業年 度方式の導力を漁業年 を方式の導力を消業年 であため興力を行う があるの場かを であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれるので であれる。 ので はずれるので であれる。 ので はずれるので であれる。 ので はずれるので であれる。 ので はずれるので でがなる。 ので はずれるので でがなる。 ので はずれるので でがなる。 ので はずれるので でがなる。 ので はずれる。 ので はずれる。 ので はずれる。 ので はずれる。 ので はずれる。 はずれる。 ので はずれる。	(8) 漁船に設置される 転落防止用手すりそ の他の漁船の乗組員 の生命又は身体の安 全を確保するための 機器等の設置に必要 な資金、略称:乗組員 な資金、略称:乗組員	(9) 漁船に備え付けられる教命制なその他の教命設備制なその他の教命設備という教命設備をより、第次器をの他の消防設備の購入に必要な資金の購入に必要な資金(略称:教命消防設備	(10) 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の市機又は沈没を防の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金の設置に必要な資金(略称:漁船転覆防止機器等設置 資金)	(11) レーダー反射器その他の漁船の衝突をの他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等購船衝突防止機器等購入等資金)
経営等改善資金				
	_		1	1

		Ö	$\prec$							
資金の種類	(12) 漁具の標識その他	の敷設された漁具の	船舶による損壊を防	止するための機器等	の購入に必要な資金	(略称:漁具損壊防止	機器等購入資金)	(13) 〇〇の〇〇に必要	な資金(略称:○○○	〇 資金)
	経	順	掛	改	雏	愆	④			
償 還 期 間 等	5年以内	融資機関への貸付金は、6年以内(据	置期間1年以内を含む。)					5年以内(据置期間1年以内を含む。)	融資機関への貸付金は、6年以内(据	置期間2年以内を含む。)
貸付限度額	漁具の標識(灯火付きブイ又はレー	ダー反射器付きブイ)を購入する場合	において、個人にあっては1人につき	70万円、団体又は会社にあっては1	につき130万円			00000000000000000000000000000000000000		
貸付の内容	漁具の標識(灯火付きブイ及	びレーダ反射器付きブイ)の購	入費用					○○○費用		
資金の種類	(12) 漁具の標識その他	の敷設された漁具の	船舶による損壊を防	止するための機器等	の購入に必要な資金	(略称:漁具損壊防止	機器等購入資金)	(13) 〇〇の〇〇に必要	な資金 (略称:○○○	〇 答 令 )
	滋	順	糠	改	濉	涇	倒			

5年以内(据置期間1年以内を含む。)

〇〇〇費用

泰

期間

赋

(賞) 5年以内

 貸付限度額

 漁具の標識(パ水付きブイスはレーダー反射器付きブイ)を購入する場合において、個人にあっては1人につき70万円、団体又は会社にあっては11につき130万円

*		(1) 4	する	設置	購入	称:_	()						≶ (7)	又は	化を	居室	華	方式	資金	方式	質 (8)	もつ	事者	ある	の確	関係	ため	回	物の	殖若	街の	な機	当該	7行	に込	婦人	()
		₩	知	松	樂	鶭	④																														
_																																					
- H	價 遠 期 間 等	3年以内	融資機関への貸付金は、4年以内(据	置期間1年以内を含む。)	2年以内	融資機関への貸付金は、3年以内(据	置期間1年以内を含む。)		2年以内	融資機関への貸付金は、3年以内(据	置期間1年以内を含む。)		7年以内	融資機関への貸付金は、8年以内(据	置期間1年以内を含む。)						3年以内	融資機関への貸付金は、4年以内(据	置期間1年以内を含む。)														
	宜 付 限 度 額	し尿浄化装置又は改良便そうを設置	するのに必要な資材を購入する場合に	あっては30万円		自家用給排水施設(動力ポンプを除	く。)を設置するのに必要な資材を購入	する場合にあっては10万円		太陽熱利用温水装置を設置するのに	必要な資材を購入する場合にあっては	10万円	150万円(居室(居間、寝室、子供	室、老人室等)、炊事施設(炊事場食事	場等)、衛生施設(浴室、便所、洗面所	等)又は家事室等(家事室、更衣室、土	間等)の既存の家屋内部の改造を行う	場合)			沿岸漁業の従事者の組織する団体1	につき80万円															
111111111111111111111111111111111111111	質付の内容	(1) し尿浄化装置又は改良便		購入費用		(2)		要な資材の購入費用		(3) 太陽熱利用温水装置の設	置に必要な資材の購入費用		(1)	'11	(2) 炊事施設(炊事場、食事室	201	(3)	国	(4)	╗	(1) 機器等(漁船用機器、漁	具、養殖施設、加工用機器等)	の設置費用	(2)	産活	費、餌料費、加工用原材料費、	資材費										
がなったが	資金の種類	(1) 生活の合理化に資	する設備又は装置の	設置に必要な資材の	購入に必要な資金 (略	称:生活合理化設備資	(英)						(2) 家族関係の近代化	又は家事労働の合理	化を図るために行う	居室の独立、台所の改	善その他住居の利用	方式の改善に必要な	資金(略称:住居利用	方式改善資金)	(3) 婦人又は高齢者で	あって、沿岸漁業の従	事者又はその家族で	あるものの活動の場	の確保を通じて家族	関係の円滑化を図る	ためこれらの者が共	同して行う水産動植	物の採捕若しくは養	殖若しくは加工その	他の生産活動に必要	な機器等の設置又は	当該機器等を使用し	て行う当該生産活動	必要な資金 (略称	婦人・高齢者活動資	⊛)
		₩	斑	松	ਘ	涇	④																														

H H	價 遠 朔 間 等	3年以内	2年以内		2年以内		7年以内						3年以内														
	宜付限度額	し尿浄化装置又は改良便そうを設置 するのに必要な資材を購入する場合に	あっては30万円	自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するのに必要な資材を購入	する場合にあっては10万円	太陽熱利用温水装置を設置するのに 必要な資材を購入する場合にあっては 10万円	150万円(居室(居間、寝室、子供少、 31分份、 水車光部(水車組糸車	五、七八五寺/、	家事室等	間等)の既存の家屋内部の改造を行う場	(√u		沿岸漁業の従事者の組織する団体1	につき80万円													
11 1 1 1 1 1	貸付の内容	$\Xi$	購入費用	(2)	要な資材の購入費用	(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	(1) 居室(居間、寝室、子供室、 *1 字盤) のみま典田	<ul><li>名人主寺) ジン以近貫用</li><li>(2) 炊事施設(炊事場、食事室</li></ul>	貅	(3) 衛生施設(浴室、便所、洗	面所等)の改造費用	(4)		具、養殖施設、加工用機器等)	0	(2) 機器等を使用して行う生 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		貴、 朝科費、加工用原材料費、 ※ 共善  ※ 対	,								
4 4 4	資金の種類	(1) 生活の合理化に資する設備又は装置の	設置に必要な資材の購入に必要な資金(略	称:生活合理化設備資金)			(2) 家族関係の近代化 コンチャー・	人は冬申万割の市畑化を図るために行う	居室の独立、台所の改	善その他住居の利用	方式の改善に必要な	資金(略称:任居利用方式改善答令)	(3) 婦人又は高齢者で	あって、沿岸漁業の従	事者又はその家族で	あるものの活動の場	の確保が通じん家族調が、田舎の田舎の	国条の日流行や図のするとは、	ためしなりのが状 に、と作いを推撃措	(国のなは、水子が高をある) をの株補光しくは※	が が	他の生産活動に必要	な機器等の設置又は	当該機器等を使用し	て行う当該生産活動	に必要な資金(略称:	婦人・高齢者活動資
		生活.	改 善	資金																							
Γ		D±p		n <del>u</del> n		ntal	TF	ы						mal													

	資金の種類	貸付の内容	貸 付 限 度 額	償 遠 期 間 等
丰	(1) 青年漁業者、漁	農林水産大臣が定める基準に	国内研修を受ける場合にあっては、	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
#	働に従事する者	適合する研修を受けるのに必要し	1人につき180万円。ただし、月額1	融資機関への貸付金は、6年以内(据
無	他の漁業を担う	な費用(旅費、教材費、授業料、	5万円を限度とし、貸付研修期間は1	置期間2年以内を含む。)
翭	者が近代的な沿	視察費等)	2月を最大とする。	
种	業の経営方法又は技			5年以内(据置期間1年以内を含む。)
糠	術を実地に習得		国外研修を受ける場合にあっては、	融資機関への貸付金は、6年以内(据
兼	ための研修で、農		1人につき100万円	置期間2年以内を含む。)
松	産大臣が定める			
舞	に適合するもの			
硃	けるのに必要な			
鶭	(略称:研修教			
金	(斜			
	(2) 青年漁業者が行う	経営方法又は技術の習得で農	青年漁業者1人又は青年漁業者が組	5年以内
	近代的な沿岸漁業の	林水産大臣が定める基準に適合	織する団体1につき150万円	融資機関への貸付金は、6年以内(据
	経営方法又は技術の	するものに必要な費用(パソコ		置期間1年以内を含む。)
	習得で、農林水産大臣	ン及び関連機器、ソフトウェア、		
	が定める基準に適合	ファクシミリ並びに制御装置		
	するものに必要な資	(制御用コンピューター、各種		
	金(略称:高度経営技	センサー類)及び関連機器(制		
	術習得資金)	御装置と直接連動する部分に限		
		定する。)の購入費用等)		
	(3) 農林水産大臣が定	農林水産大臣が定める基準に	青年漁業者1人又は青年漁業者が組	10年以內(据置期間3年以內を含
	める基準に基づき青	基づき沿岸漁業の経営を開始す	織する団体1につき2,000万円(た	む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の
	年漁業者又はその組	るのに必要な費用(漁船の建造、	だし、施行通知第3の3の(1)の水産庁長	沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
	織する団体が近代的	取得又は改造費用、機器又は施	官が定めるものの場合にあっては5,	にあっては12年以内 (据置期間 3 年以内
	な沿岸漁業の経営を	設の設置費用、漁具・種苗又は	000万円、一の区分された沿岸漁業	を含む。)
	自ら行う場合に当該	餌料の購入費用等。ただし、農	部門の経営の開始にあっては800万	融資機関への貸付金は、11年以内 (据
	経営を開始するのに	林水産大臣が定める費用は除	(E	置期間4年以内を含む。))、農林漁業
	必要な資金(略称:漁	( ° >		バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資
	業経営開始資金)			金助成法の特例の場合にあっては13年
				以内(据置期間4年以内を含む。)

- (注) 1. 本表において「農林水産大臣が定める基準」、「農林水産大臣が定める事項」及び「水産庁長官が定めるもの」を具体的に明らかにすることとしても差し支えない。
- 融資機関への貸付金を行わない場合は、償還期間等の欄に「融資機関への貸付金は、・・・」を記載しない

## 第3条~第5条 (甲

### (<u>貸付資格</u>の申請)

- という。)(様式2)(農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等 242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事 :例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携 :同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者 :の地区内に含む水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 機関から貸付けを受けることを希望する者は借入申 |者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画書 第6条 貸付資格の認定を受けようとする者は、貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。 連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第 10 条の特 事業計画を、六次産業化法第 11 条の特例の場合には 含む。以下同じ。)<u>、貸付申請書(様式3)又は融資</u> <u>込書(様式4)の写し</u>を添え、これをその者(申請者 である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をそ 式1)に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業 に提出するものとする。
- 2 事務再委託機関は、前項の<u>認定申請書(事業計画書、貸付申請書又は借入申込書を含む。以下同じ。)</u> の提出があったときは、速やかに当該<u>認定申請書</u>を<u>申請者</u>の住所地をその管轄地区内に含む県(都道府) の水産事務所等(県(都道府)の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 3 水産事務所等の長は、前項の<mark>認定申請書</mark>の送付があったときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該認定申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

_																												_
償還期間等	5年以内(据置期間1年以内を含む。)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)										5年以内								10年以内(据置期間3年以内を含	む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の	沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合	にあっては12年以内(据置期間3年以内	を含む。)				
貸付限度額	国内研修を受ける場合にあっては、1	人につき180万円。たたし、万銀13万円を限度とし、貸付研修期間は12月	を最大とする。		国外研修を受ける場合にあっては、1	人につき100万円						青年漁業者1人又は青年漁業者が組織	する団体1につき150万円							青年漁業者1人又は青年漁業者が組織	する団体1につき2,000万円(ただ	し、施行通知第3の3の(1)の水産庁長官	が定めるものの場合にあっては5,00	0万円、一の区分された沿岸漁業部門の	経官の開始にあっては800万円)			
貸付の内容	農林水産大臣が定める基準に	週行9の奸じの文いのシに必要な費、 な費用(旅費、教材費、授業料、	視察費等)									経営方法又は技術の習得で農	林水産大臣が定める基準に適合	するものに必要な費用 (パソコ	ン及び関連機器、ソフトウエア、	ファクシミリ並びに制御装置	(制御用コンピューター、各種	センサー類)及び関連機器(制	御装置と直接連動する部分に限った。	正する。)の購入賃用等) 農林水産大臣が定める基準に	基づき沿岸漁業の経営を開始す	るのに必要な費用(漁船の建造、	取得又は改造費用、機器又は施	設の設置費用、漁具・種苗又は	朝料の購入費用等。ただし、農 井土お上田式存は7番田は吟	休水厘大日かためら貨用は除   く。)		
資金の種類	青年漁業者、漁業に発売を	動に化争りのもため 他の漁業を担うべき	业	業の経営方法又は技	術を実地に習得する	ための研修で、農林水	産大臣が定める基準	に適合するものを受	けるのに必要な資金	(略称:研修教育資	金)	(2) 青年漁業者が行う	近代的な沿岸漁業の	経営方法又は技術の	習得で、農林水産大臣	が定める基準に適合	るものに必要な	(略称:高度経営	術習得資金)	(3) 農林水産大臣が定	める基準に基づき	年漁業者又はその組	織する団体が近代的	な沿岸漁業の経営を	目の行う場合に当該な当を出す。	辞さを開始するのに必要な資金(略称:漁	<b>掌経堂開始</b> 答会)	11 X 11 22 I 11 X
	丰田	平漁	業	神:	一	半	松	礰	昳	鶭	④									_								

(注)本表において「農林水産大臣が定める基準」、「農林水産大臣が定める事項」及び「水産庁長官が定めるもの」を具体的に明らかにすることとしても差し支えない。

## 第3条~第5条 (略)

### (<u>貸付け</u>の申請)

第6条 <u>貸付付</u>を受けようとする者は、<u>貸付申請書 (様式 1)に事業計画書 (様式 2)</u> (農商工等連携促進法 第 14 条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第 10 条の特例の場合には同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)を派え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第11 条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

- 2 事務再委託機関は、前項の<u>貸付申請書(事業計画書を含む。以下同じ。)</u>の提出があったときは、速やかに当該<u>貸付申請書を貸付申請者</u>の住所地をその管轄地区内に含む県(都道府)の水産事務所等(県(都道府)の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 3 水産事務所等の長は、前項の<u>貸付申請書</u>の送付があったときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

### 4~5 (略)

6 前項の規定により、市町村等を経由して提出させる場合にあっては、当該市町村等は、申請者の提出に係る認定申請書を水産事務所等に送付するものとする。

# (県(都道麻)による皆付け)

- 第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県(都道府)から直接貸付けを受けることを希望する者は、認定申請書と併せ、貸付申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは前条第3項の意見等を参しやくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により<u>貸付資格の認定及び</u>貸付けの決定を行ったときは、<u>貸付資格認定書(様式5)を貸付決定通知書(様式6)と併せて</u>申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、 第14条に規定する事務委託機関及び水産事務所に通知する<u>(様式7)</u>ものとする。

また、<mark>貸付資格の認定及び</mark>貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

#### (借用証書)

第8条 申請者は、前条<u>第3項</u>の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書<u>(様式8)</u>を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

#### 2 (翠

# (融資機関による貸付け及び県(都道府)貸付金の貸付け)

- 第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者 は、融資機関に借入申込書を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて認定申請書を知事に提出する ものとする。
- 2 知事は、認定申請書の提出を受けたときは第6条第3項の意見等を参しゃくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行ったときは、申請者に貸付資格認定書を交付するとともに、申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関(以下この条において「融資機関」という。)に通知(様式9)するものとする。
- 3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、知事に県貸付金貸付申請書(様式10)を提出するものとする。
- 4 知事は、県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に県貸付金貸付決定通知書(様式 11)を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
- 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し貸付決定通知書(様式12)を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に県貸付金支払請求書(様式13)を提出するものとする。
- 2 具貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、県貸付金借用証書(様式14)を知事に提出するものとする。

### 4~5 (略)

6 前項の規定により、市町村等を経由して提出させる場合にあっては、当該市町村等は、申請者の提出に係る貸付申請書を水産事務所等に送付するものとする。

### (貸付けの決定)

#### (新設)

- 第7条 知事は、前条第1項又は第5項により貸付申請書の提出を受けたときは同条第3項の意見等を参し やくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときに 貸付けの決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書(様式3)を申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、第12条に規定する事務委託機関及び水産事務所に通知する (様式4)ものとする。
- また、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

#### (借用証書)

第8条 申請者は、前条<u>第2項</u>の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書<u>(様式5)</u>を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

#### 2 (器)

#### (新設)

- 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)との貸付契約を借用証書(様式15)により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 9 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の 事等をしてはならない。
- 10 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止又は廃止しようとする場合
- (2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- 1 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとよる
- 12 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「を添えて認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。

## (事業実施報告書等)

- 第10条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後3月以内(漁業経営開始資金にあっては6月以内)に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、貸付けの決定を行った機関(知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。)の承認を受けてこれを延長することができる。
- 2 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後 20 日以内に事業実施報告書を<u>貸付決定機関に提出するもの</u> とする。なお、知事に提出する場合は水産事務所等を経由して提出しなければならない。
- 3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、速やかに、知事に県貸付金事業 実施報告書を提出するものとする。
- 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。
- 5 第2項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業報告書に個人別内訳を明記するものとする。

#### (盤)

	(略)		
	(略)		
က	機器等が船舶安全法 <mark>第6条/5</mark> 第1	機器等が型式承認を受け、	検査合格証明書(船舶安全
	項の型式承認を受け、同項の検定に合	同項の検定に合 検定に合格したものである場	法第9条第4項)
	格したものであること。	√□	

# (貸付資格認定の取消し)

第11条 県(都道府)は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は

## (事業実施報告書等)

- 第9条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後3月以内(漁業経営開始資金にあっては6月以内)に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。
- 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後 20 日以内に事業実施報告書を<mark>水産事務所等を経由して知事</mark> <mark>に</mark>提出しなければならない。

#### (新設)

#### (新設)

3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業報告書に個人別内訳を明記し、かつ、各個人の確認印を押印するものとする。

#### (器)

(智)			
(昭)			
3 機器等が船舶安全法第6条/4第1	機器等が型式承認を受け、	検査合格証明書	(船舶安全
項の型式承認を受け、同項の検定に合	検定に合格したものである場	法第9条第4項)	
格したものであること。	√□		

#### (新設)

ない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資 知書(様式 16)により借受者に通知するとともに 青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成でき 借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には 格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通 所定の手続を行わなければならないものとする。

### (期限前僧漢)

- 当する場合には、 きるものとする 第 12 条 貸付決定機関は、借受者が次の各号の一に記 期限を示して期限前償還を請求することがで
- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したと
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき
- 1は、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は とができるものとする 知事は、融資機関が次の各号の一に該当する場合は 一部につき、期限を付して期限前償還を請求するこ
- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した
- 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、 その報告を怠った の業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、
- こよる沿岸漁業改善資金の償還を法第10条の規定に より猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除 (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき(借受者)
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき

## (支払の猶予の申請)

に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに 第13条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書<u>(様式17)</u> 事務再委託機関及び水産事務所等を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

- を当該申請 者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知する 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書(様式18) (様式19) ものとする。
- その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等 事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。 また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、
- 融資機関に沿 知事に対し沿岸漁業改善資金県貸付金 融資機関は沿岸漁業改善資 これを適当と認めた場合は、 を交付し、 岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書(参考様式第 21 号) 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、 知事は、 とする。 支払猶予申請書(様式 20 号)を提出するものとし、 金支払猶予決定通知書により申請者に通知するもの

(新設)

(支払の猶予の申請)

に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の 30 日前までに 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書(様式6) 事務再委託機関及び水産事務所等を経由して知事に提出しなければならない。 第 10 条

#### (盤)

(支払猶予の決定)

#### (盤) 第11条

を当該申請 その旨を事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知する 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書(様式7) 者に交付するとともに、 (様式8) ものとする。

その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、 事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。 また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、

(盤) က

 (事務委託機関)

 第15条 (略)

 別添 (略)

(事務委託機関) 第12条 (略)

(盤)

別添

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

(新設)

A H

枡

様式1

知事 殿

<u>住</u> 所 三 氏名又は名称及び代表者名

TEL

<u>沿岸漁業改善資金資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業</u>者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

(削多)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

様式1

沿岸漁業改善資金貸付規則第 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金 ( 資金)を貸付

願いたく申請します。

年 月 日

知事 殿

<u>住</u> 所 <u>工</u> 氏名又は名称及び代表者名

TEL

受付事務再委託機関年月日番号又 は 受 付 市 町 村一

番号

Ш

円

卅

受理水産事務所等

21

	申請額	田	wel				事務再委	証 機 選							
<u>する</u> 請額		r.	申請者との関係			_		巫							- K (131)
借受けようとする 事業費及び申請額	事業費	井田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	申請者				務委	<b>数</b>							サイト
一			名				12年目	償還額	承						チ田夫満の端数け切り終てるよのとする(以下同)
	事業						11年目	償還額	強						は光光は
資金交付	希望田	A B	出				10年目	償還額	0)						少黙半口5
居置期間	_	荆				恒	ш	償還額	請者						サガルい
		) 世	牁			爽	3年目	償還額	#						7.0 F
償還期間		———				製	2年目 3	(賞) (賞) (賞) (賞)		よ名称	時期	脚	の総額	事者 数	コンもん。
重			年				2	(賞) (賞) (賞)		五名又?	始の	<u>の</u> 類	又は出資	する従	会額の数値で千円とあるものについては
会							1年目	日		申請者の氏名又は名	業	無	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従事者数	
河	(			連	担保物件			田		#	1111	#	グ	純	(±)

事業前 大資金、資源管理型         事業計 両書         (略)         事業前 大資金、資源管理型         事業計 画書         (所)         事業計 画書         (所)	事業計画書 (略)	事業計画書       新養殖技術導入資金用)         (略)       (略)	<ul><li>事業計画書</li><li>住居利用方式改善資金用</li><li>(略)</li></ul>	事業計 <u>画書</u> (婦人・高齢者活動資金用)
1   1   2   2   2   3   3   3   3   3   3   3	1 \ 3	1~3	1 2 4 ~ 1	
<ul><li>経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型</li><li>経営等改善者をのうち新養殖技術導入資金、資源管理型</li><li>漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用</li><li>経営等改善措置に関する計画(資源管理型漁業推進資金用)</li></ul>	経営等改善措置に関する計画(環境対応型養殖業推進資金用)	<b>経営等改善措置に関する計画</b> (新養殖技術導入資金用) 各) (略)	生活合理化設備資金及び 生活 <b>が善措置に関する計画</b> 住居利用方式改善資金用	生活改善措置に関する計画(婦人・高齢者活動資金用)
(	(略)	(	(器)	

事業計 <mark>画書</mark> (研修教育資金用)	事業計画書(高度経営技術習得資金用)	<mark>事業計画書</mark> (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用) (漁船漁業を開始する場合)	<b>事業計画書</b> (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用) (養殖業を開始する場合)	<mark>事業計画書(</mark> 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用) (漁船漁業を開始する場合)	<mark>事業計画書</mark> (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用) (養殖業を開始する場合)
(報)	(路)	(報)	(報)	(報)	(報)
$1 \sim 2$	1 > 3	1 ~ 3	1 ~ 3	$1 \sim 3$	$\frac{1}{2}$
青年漁業者等育成確保措置に関する計画 $($ 研修教育資金用 $)$ $1 \sim 2 ( 66 )$	   <b>青年漁業者等育成確保措置に関する計画</b>   1~3 (略)	青年漁業者等育成確保措置に関する計画       (漁船漁業を開始する場合)         (漁船漁業を開始する場合)         1~3 (略)	青年漁業者等育成確保措置に関する計画         (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)         (養殖業を開始する場合)         1~3 (略)	青年漁業者等育成確保措置に関する計画       (漁船漁業を開始する場合)         1~3 (略)	青年漁業者等育成確保措置に関する計画       (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)         (養殖業を開始する場合)         1~3 (略)

 $1 \sim 2$ 

様式3

(県(都道府)用)

(新設)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

資金)を貸付 下記のとおり沿岸漁業改善資金( 条の規定に基づき、 沿岸漁業改善資金貸付規則第

願いたく申請します。

Ш Щ # 礟 知事

住 所 〒

TEL

氏名又は名称及び代表者名

番号 番 Ш Ш 田 田 卅 # 又は受付市町村受理水産事務所等 受付事務再委託機関

K	<b>類</b>	申請額	十
受けようとす	継	事業費	升
傳	<b></b>	事業重	
	<u>資金交付</u> 参		月日
	据置期間		垂
	償還期間		手
	種類		
	資金		

申請者との関係					
氏名					
所					
#	- 岩	出	坦	<b>→</b>	

型	昳	極	4	

- 22

# H H	世紀中次	記 家						
产士42年	世 <u></u> 物後記	<b>家</b>						
	12年目	償還額	脚					
	11年目	償還額	鞍					
画	10年目	償還額	6					
+ 11111	9年目	償還額	編 和					
償  還	3年目	償還額	#	茶	<u></u>			
	2年目	償還額		又は名	0 時	類	出資の総	従事者
	1年目	償還額		請者の氏名又は名称	開始	<b>業</b>	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従事者数
	1	A H		世	事	#F	資本金(	常時使

様式4

沿岸漁業改善資金借入申込書

沿岸漁業改善資金貸付規則第一条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(一資金)を

れを申し込みます。

年 月

融資機関の代表者

瀊

<u>住 所 王</u> <u>氏名又は名称及び代表者名</u>

TEL

 受付融資機関

<u>る</u> 額	申請額	<u>千円</u>					
受けようとす 業費及び申請	事業費	一一					
事	事業量						
金数	<u>資金交付</u> 希望日						
据置期間		手					
償還期間							
種類							
資金							

申請者との関係						
名						
出						
所						
Ħ						
	剰	丰	氓	温	$\prec$	

 担

 保

 が

 件

(新設)

(融資機関用用)

(新設)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

様式5

託 機 関

쵏

12年目 償還額

11年目 償還額

10年目 償還額

9年目 償還額

 2年目
 3年目

 償還額
 償還額

 1年目

 月 日 償還額

11111111

鹏

申 請 者

稱

世

6

始

業

#

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従事者数

申請者の氏名又は名称

事務委託

卓 梅

町 枡

〇〇県(都道府)知事

日に提出された沿岸漁業改善資 争 沿岸漁業改善資金助成法第7条第1 項の規定により

資金)の申請については、これを認定します。

倒

礟

28

# 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

資金)の貸付けに 年 月 日付けで申請された沿岸漁業改善資金(

ついては、下記のとおり決定する。

(器)

(盤) 様式7・様式8

様式 9

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

中日

町 番 年

> 豳 融資機関の代表者

〇〇県(都道府)知事

年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金 資金)の申請については、これを認定したので通知します。 沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、

様式3

# 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

<u>さきに</u>申請された沿岸漁業改善資金(

資金)の貸付けについては、下記の

とおり決定する。

(器)

様式4·様式5

(新設)

(器)

29

# 沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金貸付申請書

番 号 年 月 日

(新設)

〇〇県(都道府)知事 殿

融資機関

柘

<u>沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のと</u> おり貸付金を借用したいので沿岸漁業改善資金貸付規程第 条の規定により、申請します。

品

沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金借入金額

田

(別添)

各漁業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

# 沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金貸付決定通知書

番 号 年 月 日

(新設)

融資機関の代表者と殿

〇〇県(都道府)知事

<u>年月日付けで申請のあった沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。</u>

밅

資金の使途 資金の内容

田田 貸付金額

\*償還計画を別途作成添付

様式 12

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請された沿岸漁業改善資金

ついては、下記のとおり決定します。

年 月 日

礟

茶

	資金	種類	貸付決定番号	貸付金額	
					千円
	償還期限	<u> </u>	年	月 日	
		償還期日	金額	(	
	第 1 回	年 月	Ш	<u>↑</u>	
絙	第 2 回	年 月			
	第 3 回	年 月			
	第 4 回	年 月			
鬞	第 5 回	年 月			
	第 6 回	年 月			
	第 7 回	年 月			
五	第 8 回	年 月	Ш		
	第 9 回	年 月	Ш		
	第10回	年 月	Ш		
浜	第11回	年 月	Ш		
	第12回	年 月	П		
		110			
剰	連帯保証人			<u>∯</u>	
型	担保物件				

Ш 田 # 借用証書提出期限

(注) この通知書は、申請者に通知する場合のもので、

(新設)

32

様式 13

沿岸漁業改善資金県(都道府)

番 年 日

甲甲

(新設)

〇〇県(都道府)知事 殿

)で貸付決定のあった沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付 金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。 年 月 日付け(貸付決定番号:

今回支払請求額

様式 14

田

(新設)

番 年 日

長 日

谷

〇〇県(都道府)知事 殿

資機

沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金借用証書の提出について

年 月 日付けで支払を受けた沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金の借用証書を別添のとおり

提出します。

33

收入印紙 添 付 欄

沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金借用証書

番 号 年 月 日

融質機関

1 沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金 金 円借用しました。 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、

償還期日までに必ず償還することを確約いたします。

		千円		備考													
	貸付金額		Ш	残高	田												
			年 月		田												
ます。	貸付決定番号		<u>\$</u>	金額													
いろりとし	貸行				Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	ш	Ш	Ш	Ш	Ш	
次のとは	類				H	H	H	H	H	H	H	町	田	田	H	月	
産金額は、	種		朝限	償還期日	争	争	争	争	升	升	争	升	刑	刑	刑	年	11111111
償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。	資金		償還期限		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第10回	第11回	第12回	
償還						讏			鹏			力			浜		
က																	

# 沿岸漁業改善資金県(都道府)貸付金借用証書特約条項

### (件入会の体用

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は○○県(都道府)(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、 (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を申こ間のものと同一にして転貸する。

#### (期限前償還)

- 第2条 <u>乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割</u> 支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。
- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき
- (2) 乙が県貸付金の償還を忘ったとき (丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年) 法律第 25 号) 第 12 条第 2 項において準用する同法第 10 条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、 に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
- (5) <u>こにつき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始</u> の申立があったとき
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき
- (9) 乙が県貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき
- (10)その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

#### (繰上償還)

- 第3条 Zは、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。 (転貸債権の期限前償還及び繰上償還)
- 第4条 <u>乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に</u> 通知するものとする。
- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任 意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 <u>甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還</u>の請求をするようこに対し指示することができる。

### (経理上の措置)

- 第5条 Zは、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を 行う。
- 第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(報告)

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知っ
- (2) この住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発

#### 生した場合

- (3) この資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

#### (調査)

- 第7条 <u>Zは、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、この事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。</u> (弁済充当の指定権)
- 第8条 <u>乙は、丙より受領した弁済金の充当</u>について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。 (違約金)
- 第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により 期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25 パーセントの割合をもっ て支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。
- 2 Zは、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第 10 条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。
  - 3 <u>乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、</u> <u>甲の指示に従う。</u>
    - 4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

様式 15

收入印紙添付 欄

定 氷 ŧ

田 垂 倒 坄 貅 無 业 紀

导 梅 大子 型 村 目 日 Ш Ш Ш 町 Щ Щ 町 # # 住所 第1回第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第 9 回 第10回 第11回 償還期日及び償還額  $\mathbb{H}$ 羅 枡 借受者の氏名 鹏 讏 せ

裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします 本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしま

Щ

礟 融資機関の代表者

<u>住所</u> <u>氏名又は名称及び代表者名</u>

沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と 上記資金の借受けにつき、下名は、〇〇県(都道府) 連帯して債務の責に任じます。

番地 大子 町 村 郡市 番地 大子 町村 郡市 믒

(注) 1. 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金につ

条の表に掲げる種類を記載するこ

必要に応じ条項、内容を加除して作 2. 特約条項は、様式7 沿岸漁業改善資金借 成する。

いて〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付当

# 沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

(新設)

礟

## 〇〇県(都道府)知事

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので

通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることが できます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌 日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなりま また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

딞

1 貸し付けている資金

貸付金額	田
貸付決定番号	
	Ш
定日	A
貸付決定日	申

2 取消理由

(注)融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

様式 20

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

知事殿

田

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で借り受けしました沿岸漁業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

		金 額	千円	十	十	十	出	十	十	十	开开	十	十	十	金 額	十	十	十	十	十	十	十	十	十	出	出	十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	上许孙崇容会\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
			Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	ш	Ш	ш	Ш		Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	ш	年油業者
		Н	月	日	月	月	日	月	月	月	月	月	月	月	ш	月	月	月	月	月	H	月	月	H	月	月	田	事に口供
		還期	垂	卅	卅	年	卅	卅	卅	卅	卅	年	中	中	還期	中	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	サ	上还办 盖俗人
		償	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	奠	回		回	回	回	回	回	回	回	回	回	□	ı
			第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	第10	第11	第12		第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	第10	第11	第12	経覚砂ಮ容全
凝	額							7 洪														り法						
種	金							還方														の償還方						
0	,							讏														の 億						) 循
争	$\vee$							初の														更後						答会の種類欄には
資	俳							汌														変						~ (洪

:) 貞並の理規欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確 びそれぞれの資金について、〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則第 げる種類を記載すること。

(別添) <u>各漁業従事者等から提出のあった沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付</u>

様式6~様式8

(盤)

様式 21

# 沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

決定番号

年 第

の沿岸漁業改善資金県貸付 日付け貸付決定 (貸付決定番号 金については、下記のとおり決定したので通知します Щ 枡

融 資 機(

知事

밅 第 1 回 第 2 回 第 3 回 第 4 回 第 4 回 第 5 回 第 5 回 第 7 证 第 6 回 第 7 证 第 6 回 第 7 回 第 7 回 第 8 回 第 1 0回 第 1 2 回 第 1 2 回 
 第 1 回

 第 2 回

 第 3 回

 第 4 回

 第 5 回

 変更後の償還方法

 第 6 回

 変更後の償還方法
 第 8 回 第 9 回 第 1 0 回 第 1 1 回

びそれぞれの資金について、〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則第一条の表に掲 又は青年漁業者等養成確保資金の別 (注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金 げる種類を記載すること。

別紙5 (第7の1関係)

# 沿岸漁業改善資金貸付基準例

県 (都道府)沿岸漁業改善資金貸付規程により行う沿岸漁業改善資金の貸付は同規程によるほか、 この基準によるものとする。

第1 (略)

第2 (略)

第3 (略)

第4 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

<mark>認定申請書</mark>の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

000	貸付金の貸付決定期日	Я В	月 目			•	٠	•	•
$\overline{\mathbf{w}}$ $\overline{\mathbf{w}$ $\overline{\mathbf{w}}$ $\mathbf{w$	貸付申請書の提出期日	Я В	Я В			•	•	•	•
		第1回	第2回	•	•	•	•	•	•

(注) <mark>認定申請書</mark>の提出期日と貸付決定期日との間隔は、おおむね1月とすること。

別紙6 (第10の6関係)

# 沿岸漁業改善資金制度運営事務の処理基準例

第1 資金貸付事務

1. 貸付回数と貸付決定期日

都道府県は、資金の貸付決定を年数回に分けて行うとともに、その期日を定めるものとする。

2. 認定申請書の提出

(1)都道府県は、前項で定めた貸付決定期日ごとに<mark>認定申請書</mark>の提出期日を定めるものとする。

(2)都道府県は、貸付けを受けようとする者に対し、前号で定める期日までに貸付申請書を提出させるものとする。

3. 貸付資格、貸付審査及び決定

都道府県は、前項の規定により<u>貸付資格認定申請書</u>の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審 査して<mark>貸付資格及び</mark>貸付けの可否を決定するものとする。

都道府県は、前項の規定により<u>貸付資格及び</u>貸付けの決定をしたときは、速やかに<u>貸付資格認定書及</u>

方及び関係機関に送付するものとする。

4. 貸付決定の通知等

5~8 (器)

び貸付決定通知書等を貸付資格の決定を受けた者

第2 (略)

別紙5 (第7の1関係)

# 沿岸漁業改善資金貸付基準例

県 (都道府)沿岸漁業改善資金貸付規程により行う沿岸漁業改善資金の貸付は同規程によるほか、 この基準によるものとする。

第1 (略)

第2 (略)

第3 (略)

第4 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第1回		
第2回	月日	月 日
•	•	
	•	
•		•

(注) 貸付申請書の提出期日と貸付決定期日との間隔は、おおむね1月とすること。

別紙6 (第10の6関係)

# 沿岸漁業改善資金制度運営事務の処理基準例

第1 資金貸付事務

貸付回数と貸付決定期日

都道府県は、資金の貸付決定を年数回に分けて行うとともに、その期日を定めるものとする。

2. 貸付申請書の提出

(1)都道府県は、前項で定めた貸付決定期日ごとに<u>貸付申請書</u>の提出期日を定めるものとする。

(2)都道府県は、貸付けを受けようとする者に対し、前号で定める期日までに貸付申請書を提出させるものとする。

3. 貸付審査及び決定

都道府県は、前項の規定により<u>貸付申請書</u>の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸 付けの可否を決定するものとする。

都道府県は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付決定通知書等を<u>貸付決定</u>を 受けた者及び関係機関に送付するものとする。

5~8 (略)

第2 (略)